

各務原市乳幼児発達支援推進協議会設置要綱

(平成24年6月4日決裁)

(設置)

第1条 ことばや社会性の発達がゆるやかな乳幼児を早期に発見し、保育所、幼稚園、家庭等において適切な支援を行うとともに、必要な療育につなげる仕組みを構築するため、各務原市乳幼児発達支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がい等の理解の促進に関すること。
- (2) 乳幼児の健全な成長及び発達を促進するために必要な支援に関すること。
- (3) 関係機関の連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保育所及び幼稚園の代表者
- (3) 医療機関の代表者
- (4) 障がい者福祉を目的とする事業を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(乳幼児発達支援推進部会)

第6条 第2条に掲げる所掌事項を実施するため、乳幼児発達支援推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、健康福祉部こども政策課、健康福祉部こども家庭センター及び教育委員会事務局学校教育課の職員並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援を行う事業所の職員で組織する。

3 部会は、保育所、幼稚園等を訪問し、相談及び適切な支援を行い、その結果を委員長に報告する。

（守秘義務）

第7条 委員及び委員であった者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らすてはならない。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、最初の協議会の招集は、市長が行う。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年8月30日決裁）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。